



新しい技術の動向について広く情報収集に努め、  
また、“美しく、快適で、機能的な”駐車場づくりを目的に  
会員各社協力のもと各社の事業発展に寄与します

事務局：〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 7-2  
TEL 03-3663-6282 FAX 03-3667-0057  
URL <http://www.gia-jpb.jp/>  
E-mail [jpb3533@gia-jpb.jp](mailto:jpb3533@gia-jpb.jp)  
スマートフォン用サイト <http://www.gia-jpb.jp/sp/>

## 「時間貸し駐車場における表示・運用に関するガイドライン」に基づき JPBとして具体的な表示の適正化に動き出す！

先月号で紹介した「時間貸し駐車場における表示・運用に関するガイドライン(以下ガイドライン)」が、JPBのホームページにもアップされ、いよいよ具体的な推進フェーズに入ることとなりました。

合わせて昨年12月1日から従来より厳しく改正された「景品表示法」が施行され、社会からも待ったなしで進めていくことが要請されています。

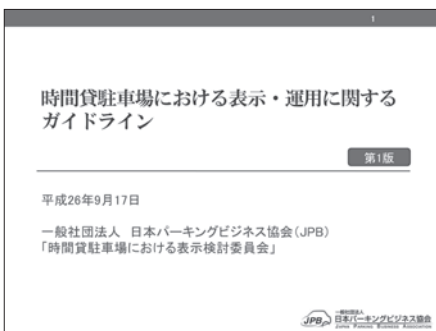
今回は、そのポイントについて説明をさせていただきます。

### 1. ガイドラインの特色・構成

国民生活センターからは、以下の2点について業界として要望を受けました。

- ①消費者が利用前に料金や利用条件について理解できるよう、適切な表示を行うこと。
- ②不当と思われるような請求を行わないよう配慮すること。

今回のガイドラインでは以上2点を中心に、表示だけでなく、時間貸し駐車場の運営面にも踏み込んだ、具体的な対応指針を示しています。



時間貸し駐車場における表示・運用に関するガイドライン

加えてこれだけは避けなければならないという、法律に抵触する恐れのあるNG事例を具体的に明示し、なるべくわかりやすい形で会員に徹底しております。

また従来、時間貸し駐車場は、無人であるがゆえに数々のトラブルがありました。

中にはお客様からの明らかに理不尽な要求もあったため、駐車場運営事業者側が防御の必要性からやや過剰な対応をしてきた、という側面がありました。

例えば、券紛失時においても、利用者感覚からかけ離れた料金を徴収するケースも散見されます。

今回のガイドラインは、悪質なお客様への対応は別次元で考えることを前提に、「お客様はすべて善意で行動している(性善説)」として組み立てております。

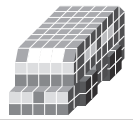
### 2. ガイドラインの主なポイント

それでは本ガイドラインのポイントについて簡単に説明いたします。

詳細は是非ガイドラインをご参照ください。

#### ①駐車料金に関する表示

- ・案内看板に記載必須項目を設定する。  
[通常料金、最大料金、曜日、時間、特定料金、繰返しの有無、問い合わせ先、駐車場名、会社名(ブランド名)]
- ・最もトラブルの多いサービス料金表示は業界標準として「最大料金」とする。  
また、最大料金の繰返しの有無をわかりやすく料金表示に併記する。
- ・看板必須事項の文字の大きさは最低文字高30mm以上とする。
- ・統一看板を作ることは難しいので、JPB統一フォー



JPB統一フォーマット

●ゲート式駐車場の精算後バック不可については、統一フォーマットへの記載とともにゲートバー自体に表示することも推奨する。

### 3. 今後の進め方

今回のガイドラインへの対応は、コストも時間もかかる話であり、大変な作業となりますが、なんとか平成26年度末(平成27年3月末)までには、一定の導入成果が上がるように推進を図っているところです。

また、JPB会員以外からも様々な反響があり、ガイドラインに沿って改善を図ろうという業者も出てきております。

今回の国交省、消費者庁、国民生活センターからの要請は、まさに時間貸し駐車場が重要な社会インフラであると認知されつつあるということの証左とも言え、JPBとして業界全体のレベルを上げていくためにも重要な取り組みであると考えております。

また、ガイドライン「おわりに」でも述べているとおり、ガイドラインは万能マニュアルではなく、あくまでも「指針・目安」であり、今後もお客様の目線に立った運営及び表示をすることが最も重要なポイントとなることを肝に銘じ、取り組んでいきたいと考えております。

駐車券紛失届・返金依頼書

- マットを用意し、全駐車場に貼付することとする。
- ②駐車券の紛失に関する表示
  - 券紛失時の対応としては「連絡による返金前提」扱いとする。
  - 上記「駐車券紛失届・返金依頼書」をご提出いただくことによって紛失料金から正規料金と手数料を差し引いた差額を返金する。
  - 今後紛失時料金の金額設定には注意が必要である。
- ③精算時に関する表示
  - 釣銭が出る精算機を導入するとともに、導入までの期間は釣銭が出ないということをお客様が理解したうえで利用できるような表示をする。
  - 精算機操作を誤った場合、現状では取り消し等が困難なため、誤操作に関する注意喚起を促すよう、統一フォーマット等に記載する。
- ④禁止事項に関する表示
  - 駐車期限を統一フォーマット等に明示する。

## 平成26年度第7回理事会 開催報告

- 開催日時
  - 平成26年12月16日(火) 15:30～17:30
- 開催場所
  - サイカパーキング(株)本社7階会議室
  - (東京都中央区日本橋小網町7-2 ペンてるビル)
- 報告事項
  1. ロードマップ進捗状況報告
  2. 行事報告(本部研修会、関西支部・九州支部研修会等)
  3. 月次会計報告
  4. 精算機荒らしについて
- 協議及び決議事項
  1. 各委員会の方向付け
  2. 直近の行事予定について(賀詞交歓会等)
  3. 新会員の承認について[オーテックス24(株)]